

## 全項目評価書の一部につき非公示とする理由

### 1 非公示部分

#### ○ 全項目評価書（賦課・徴収）

##### Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

（租税に関する法律に基づく犯則事件の調査により取得した特定個人情報ファイル）

- 3. 特定個人情報の入手・使用. ⑧使用方法
- 6. 特定個人情報の保管・消去. ②保管期間
- 6. 特定個人情報の保管・消去. ③消去方法

##### Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策

（租税に関する法律に基づく犯則事件の調査により取得した特定個人情報ファイル）

- 2. 特定個人情報の入手. リスク 3. 特定個人情報の正確性確保の措置の内容
- 7. 特定個人情報の保管・消去. リスク 2. リスクに対する措置の内容
- 7. 特定個人情報の保管・消去. リスク 3. 消去手順

### 2 非公示とする理由

特定個人情報保護評価に関する規則第 10 条において非公示とすることができる」とされている。

（参考） 特定個人情報保護評価に関する規則

（公示の特例）

#### 第十条

行政機関の長等は、法第二十八条第一項に規定する公示を行うに当たり、当該公示に係る評価書が犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に係るものであるときは、その全部又は一部を公示しないことができる。

（以下略）